

尼崎市市民運動推進委員会規約運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、尼崎市市民運動推進委員会規約（以下、「規約」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(規約第4条第2項のそれ以外の役員の選任方法)

第2条 尼崎市市長以外の役員は、尼崎市市民運動推進委員会（以下、「委員会」という。）を構成する団体のうち別表の団体による推薦者の中から、総会において選任する。

2 尼崎市市長以外の共同代表及び副代表は、役員会において選出し、総会において選任する。

(規約第4条第4項のあらかじめ定めた順位)

第3条 共同代表の職務を代理する副代表の順位は、役員会において定める。

(実施の細目)

第4条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施について必要な事項は、役員会で協議して定める。

付則

この細則は、令和3年2月26日から適用する。

別表

団体	
1	尼崎市
2	尼崎市社会福祉協議会
3	尼崎市市民運動中央地区推進協議会
4	尼崎市市民運動小田地区推進協議会
5	尼崎市市民運動大庄地区推進協議会
6	尼崎市市民運動立花地区推進協議会
7	尼崎市市民運動武庫地区推進協議会
8	尼崎市市民運動園田地区推進協議会
9	尼崎市防犯連絡協議会
10	尼崎市に所在する地区交通安全協会
11	尼崎市連合婦人会
12	尼崎商工会議所
13	尼崎市PTA連合会